

## 品川区車いす貸出し事業実施要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日 区長決定  
要綱第 410 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日 部長決定  
要綱第 196 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、歩行が困難な者等に対し、車いすを貸出しすることによって、その福祉の向上を図ることを目的とする。

### (貸出しの対象者)

第 2 条 貸出しの対象者は、区内に住所を有する者であつて、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 障害など心身状況の事由により、歩行をすることが困難な者であつて、車椅子を一時的に必要とするとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による申請を行い車椅子の給付を受けるまで、若しくは購入するまでの間、一時的に車椅子を必要とするとき。
- (3) 自己の車いすが修理等で一時的に使用できないとき。

2 前項で定める者の他、区長が特に必要と認めたもの

### (経費の負担)

第 3 条 車いすの使用料は、無料とする。

2 車いすの借り受けおよび返還のための輸送に要する経費は、借受入が負担するものとする。

### (貸出しの手続)

第 4 条 車いすの貸出しを受けようとする者(以下、借受者)は、品川区障害者等車いす借用申請書(第 1 号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、第 2 条に規定する要件を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

3 区長は、前項により貸出の決定をしたときは、借受者に対し、品川区障害者等車いす貸出承認書(第 2 号様式)を交付するものとする。

### (貸出しの期間)

第 5 条 車いすの貸出し期間は、1 ヶ月とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、1 回に限り延長することができる。また、延長期間は 1 ヶ月以内とする。

(使用上の注意義務)

第6条 車いすの貸出しを受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車いすの使用にあたっては、使用目的に従った使用をすること。
- (2) 車いすは、善良な管理者の注意を持って使用すること。
- (3) 車いすを、譲渡、交換、転貸し又は担保に供してはならないこと。
- (4) 貸出期限を厳守すること。

(車いすの返還)

第7条 貸出期間が満了したとき、または車いすの使用を必要としなくなったときは、車いすをすみやかに区長に返還しなければならない。

(貸出しの取消)

第8条 区長は、車いすの貸出しを受けた者等が次の各号の一に該当する場合は、その貸出しを取り消すことができる。

- (1) 資格要件がなくなったとき。
- (2) 偽りの申請によって貸出しを受けたとき。
- (3) 善良なる管理者の注意を怠ったとき。
- (4) その他、区長が貸出しすることが適当でないことを認めるとき。

(現状回復の請求)

第9条 区長は、次の場合には借受け者に対し、車いすの原状回復を求めることができる。

- (1) 借受者が、車いすを故意または重大な過失により紛失もしくは破損、汚損させたとき。
- (2) 借受者が車いすを小破(パンク等)させたとき。

(貸出業務の実施主体)

第10条 車いすの貸出業務は、障害者支援課、心身障害者福祉会館、各地域センターの長が行うものとする。

2 前項に定める他、区長が特に必要と認めた施設の長

(施設への配置)

第11条 区長は、区関係施設よりその他施設内での使用を目的とした車いすの借用の申出があった場合には、車いすを配置できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのないその他の必要事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

## 品川区障害者等車いす借用申請書

使用者	住所	品川区	丁目	番	号
	氏名		年齢	歳	☎
使用目的					
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				

車いすNo.	
--------	--

貸出時 取扱者	
------------	--

上記のとおり、車いすの借用を申請します。

年 月 日

品川区長あて

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

使用者との関係 ( )

電話 \_\_\_\_\_

※車いすの使用に際しては、品川区車いす貸出し事業実施要綱はもとより、次の事項を誓約いたします。

- (1) 借用した車いすは、上記使用期間内に責任をもって返還します。
- (2) 当方の故意または重大な過失により、車いすを紛失もしくは破損、汚損させたときは、責任をもって原状に復します。
- (3) 車いすを小破(パンク等)させたときは、責任をもって原状に復します。

返還年 月日		取扱者	
-----------	--	-----	--

(第2号様式)

## 品川区障害者等車いす貸出承認書

使用者	住所	品川区 丁目 番 号			
	氏名		年齢	歳	☎
使用目的					
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				

車いすNo.		貸出時 取扱者	
--------	--	------------	--

上記のとおり、車いすの、貸出しを承認します。

年 月 日

品川区長あて

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

使用者との関係 ( )

電話 \_\_\_\_\_

※車いすの使用に際しては、次の事項を順守ねがいます。

- (1) 貸出期間が満了したとき、または車いすの使用を必要としなくなったときは、速やかに返還すること。
- (2) 車いすの使用にあたっては、使用目的に従った使用をすること。
- (3) 維持管理にあたっては十分注意のうえ、保管するときは雨ざらし等、放置しないこと。また、適宜、注油等の手入れをすること。
- (4) 故意または重大な過失により、車いすを紛失もしくは破損、汚損させたときには、責任をもって原状に復すこと。
- (5) 車いすを小破(パンク等)させたときは、責任をもって原状に復すこと。
- (6) 車いすを譲渡、交換、転貸、または担保に供しないこと。

返還年 月日		取扱者	
-----------	--	-----	--

お問い合わせ

--

※この貸出承認書は、車いすを返還するまで大切に保管してください。